

防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第5号）第34条の規定に基づき、統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊の損害賠償実施規則を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の損害賠償実施規則

改正	平成24年3月26日	自衛隊統合達第1号
改正	平成27年10月1日	自衛隊統合達第24号
改正	平成30年3月30日	自衛隊統合達第24号
改正	令和元年6月24日	自衛隊統合達第3号
改正	令和4年3月16日	自衛隊統合達第2号
改正	令和5年3月15日	自衛隊統合達第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 賠償事故の報告及び調査（第2条－第4条）

第3章 認定及び賠償金の支払等（第5条－第9条）

第4章 求償（第10条）

第5章 不服の申立て（第11条）

第6章 見舞金（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊の行う損害賠償の実施について、必要な事項を定め、賠償業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2章 賠償事故の報告及び調査

（隊員の報告義務等）

第2条 隊員は、自己の職務に関して他人に損害を与えた場合には、順序を経て速やかに所属の長（統合幕僚監部の部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官、統合幕僚学校長並びに自衛隊サイバー防衛隊司令

及び統合幕僚長を損害賠償実施機関の長と定めた特別の部隊の長。以下「部長等」という。)に報告するとともに、現場における証拠保全等必要な処置をとらなければならない。

2 前項の報告を受けた部長等は、直ちに統合幕僚長に報告しなければならない。

3 部長等（首席法務官を除く。）は、前項の報告をする際、首席法務官に通報するものとする。

（発生報告）

第3条 前条第1項の報告を受けた部長等は、当該賠償事故の発生状況等を調査し、速やかに発生報告書（別紙様式第1）1部を統合幕僚長（首席法務官気付）に提出するものとする。

（賠償事故の調査）

第4条 首席法務官は、第2条第1項の規定による報告又は同条第3項の規定による通報を受けた場合、防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁内訓第5号。以下「訓令」という。）第18条に規定する賠償事故の調査を実施しなければならない。

第3章 認定及び賠償金の支払等

（賠償審議会の設置）

第5条 統合幕僚長は、損害賠償の適正妥当な実施を図るため必要があると認める場合は、賠償審議会を設置して、次に掲げる事項を審議させ、その意見を徴することができる。

（1）賠償事故の事実

（2）賠償責任の有無及びその程度並びに賠償の種別及び額

（3）事故の関係者等に対する求償権の有無及びその程度並びに求償の額

（4）その他必要な事項

（賠償審議会の構成等）

第6条 賠償審議会は、統合幕僚長が指名する幹部自衛官（幹部相当の事務官等を含む。）5名以上をもって構成し、当該構成員中に、次に掲げる者を含ませるものとする。

（1）会計業務を取り扱う幹部

（2）人身事故の場合にあっては衛生業務を取り扱う幹部

2 統合幕僚長は、審議の対象となる賠償事故に利害関係のある隊員を、当該賠償審議会の構成員としてはならない。

（認定書）

第7条 訓令第20条第2項に規定する認定書は、別紙様式第2に定めるとおりとする。

(諸雑費の認定)

第8条 統合幕僚長が損害賠償に係る所要の諸雑費の認定に当たっては、賠償請求権者から諸雑費支払明細書(別紙様式第3)の提出を求め、これにより費用の認定を行うものとする。

(和解契約書)

第9条 訓令第28条第2項に規定する和解契約書は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1回限りの賠償金の支払いで完結する場合 別紙様式第4

(2) 賠償金の支払いが2回以上にわたる場合(以下「中間賠償」という。) 別紙様式第5

(3) 中間賠償を経て最終の賠償金を支払う場合 別紙様式第6

(4) 賠償金を概算払する場合 別紙様式第7

第4章 求償

(求償)

第10条 訓令第32条に規定する認定書は、別紙様式第2を準用する。

第5章 不服の申立て

(不服の申立ての審査及び判定)

第11条 訓令第33条第1項の規定により統合幕僚長が不服の申立てについて審査及び判定をする場合は、第6条及び第7条の規定を準用する。

2 前項の判定において、統合幕僚長が不服申立者に交付する判定書は、別紙様式第8のとおりとする。

第6章 見舞金

(見舞金)

第12条 首席法務官は、訓令第35条に規定する見舞金の支払が必要と判断した場合には、総務部長その他関係する者と調整の上、別紙様式第9による見舞金支払指示書の案を作成し、必要な証拠資料を添えて、統合幕僚長に報告する。

2 支出負担行為担当官は、統合幕僚長の見舞金支払指示書により、速やかに支払手続をとるものとする。

附 則

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成24年3月26日自衛隊統合達第1号)

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日自衛隊統合達第24号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日自衛隊統合達第24号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日自衛隊統合達第3号）

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日自衛隊統合達第2号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年3月15日自衛隊統合達第1号）

この達は、令和5年3月15日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第3条関係）

発 生 報 告 書

発簡番号

年 月 日

統 合 幕 僚 長 殿

部長等名

次の賠償事故が発生したので報告する。

- 1 賠償事故の当事者（相手方氏名、年齢）
- 2 賠償事故の当事者（職員氏名、所属、官職）
- 3 賠償事故の概要（発生年月日（時間）、被害の程度等を分かる範囲で記載）
- 4 処置の概要
- 5 被害者側の状況
- 6 賠償実施機関の長の意見
- 7 その他

注：営造物の設置又は管理の^{かし}瑕疵に基づく賠償事故の場合における賠償事故の当事者（職員）は、当該営造物の管理職員とする。

別紙様式第2（第7条、第10条関係）

認 定 書

賠償事故の件名				認定年月日	令和 年 月 日（ ）	
				損害賠償実施権者		
相手側	住所			隊員	所属	
	氏名	(男・女)	年齢 歳		階級	
	職業				氏名	(男・女) 年齢 歳
	損害の態様	人身： 物損：			損害の態様	人身： 物損：
事故発生年月日 時刻（天候）		令和 年 月 日（ ） 頃（ ）		事故発生場所		
事故発生 の事実						
相手方の 過失責任				隊員側 過失責任		
過失の割合	相手側： 自衛隊側：		隊員の行政処分・刑事処分		行政処分： 懲戒処分： 刑事処分：	

種 別		算 定 内 訳			金 額	控除金額 (円)	支払額金 (円)
損 害 賠 償 額							
合 計							
隊 員 に 対 す る 求 償 権 の 有 無		あ り な し	そ の 程 度 及 び 額		隊員に 対する 求償権 理 由		
損 害 賠 償 金 受 領 権 者	住所						
	氏名		事故当事者(相対) との続柄				

別紙様式第4（第9条関係）

和 解 契 約 書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名
賠償事故当事者（隊 員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償実施権者官職氏名）は、賠償請求権者に対して次の金額を損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額受領の上は、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも、本件について、統合幕僚監部又は（賠償事故当事者（隊員）官職氏名）のいずれに対しても一切不服を申し立てないことを確約する。ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故に起因して後遺症が発生した場合には、統合幕僚監部と（賠償請求権者）との間で、別途協議するものとする。

損害賠償金 金 円
内訳（賠償の種別及び金額）

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所
氏名 ㊟

賠償実施権者 官職氏名 ㊞

- 注：1 この和解契約書は、1回で賠償処理が完結する場合に用いるものとする。
2 「ただし書」に係る文章及び損害賠償金の「内訳」については、和解に当たりやむを得ない場合のほかは記載しないものとする。

別紙様式第5（第9条関係）

和 解 契 約 書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名
賠償事故当事者（隊 員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償実施権者官職氏名）は、賠償請求権者に対して、次の金額を年 月 日から 年 月 日までに係る第 回中間損害賠償金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額受領の上は、統合幕僚監部又は（賠償事故当事者（隊員）官職氏名）のいずれに対しても前記期間に係る損害については、一切不服を申し立てないことを確約する。

損害賠償金 金 円
内訳（賠償の種別及び金額）

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所
氏名 ⑤

賠償実施権者 官職氏名 ⑥

- 注：1 この和解契約書は、中間賠償の場合に用いるものとする。
2 損害賠償金の「内訳」については、和解に当たりやむを得ない場合のほかは記載しないものとする。

別紙様式第6（第9条関係）

和 解 契 約 書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名
賠償事故当事者（隊 員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）において、上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償請求権者）と（賠償実施権者官職氏名）は、下記のとおり和解契約を締結する。

記

1 （賠償実施権者官職氏名）は、（賠償請求権者）に対して、次のとおり損害賠償金を支払った。

年 月 日 第 回中間損害賠償金 円

年 月 日 第 回 " 円

2 （賠償実施権者官職氏名）は、（賠償請求権者）に対して、次の金額を最終賠償金として支払うものとする。

損害賠償金 金 円

内訳（賠償の種別及び金額）

3 （賠償請求権者）は、前項記載の金額受領の上は、今後いかなることがあっても、またいかなる名目でも、本件について、統合幕僚監部又は（賠償事故当事者（隊員）官職氏名）のいずれに対しても一切の不服を申し立てないことを確約する。ただし、（賠償事故当事者（相手方））に本件賠償事故に起因して後遺症が発生した場合には、統合幕僚監部と（賠償請求権者）との間で、別途協議するものとする。

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所
氏名

㊞

賠償実施権者 官職氏名

㊞

注：1 この和解契約書は、中間賠償を経て最終回の和解を締結する場合に用いるものとする。

2 第3項ただし書及び損害賠償金の「内訳」については、和解に当たりやむを得ない場合のほかは記載しないものとする。

別紙様式第7（第9条関係）

和 解 契 約 書

賠償事故当事者（相手方）住所
氏名

賠償事故当事者（隊 員）所属
官職氏名

年 月 日（賠償事故発生場所）で上記両当事者間に発生した賠償事故
に関し、（賠償実施権者官職氏名）は、賠償請求権者に対して次の金額を概算損害賠償
金として支払うものとし、賠償請求権者は、同金額を損害賠償金の内金として充当する
ことを約する。

概算損害賠償金 金 円

この和解の証として本書2通を作成し、次の者がそれぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

賠償請求権者 住所
氏名 ④

賠償実施権者 官職氏名 ④

注：この和解契約書は、損害賠償金を概算払する場合に用いるものとする。

別紙様式第8（第11条関係）

判 定 書

発簡番号

年 月 日

不 服 申 立 者 殿

統 合 幕 僚 長

年 月 日提出のありました不服申立書について、審査の結果、次のとおり判定しましたので、お知らせします。

記

- 1 不服申立ての要旨
- 2 判定の趣旨
- 3 判定の理由
- 4 その他

発簡番号
年 月 日

支出負担行為担当官 殿

統合幕僚長

見舞金支払指示書

防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁内訓第5号）第35条に基づき、見舞金の支払（見舞金に代えて、支払基準額に相当する見舞品とすることを含む。）を行うので、手続を実施されたい。

記

1 見舞金支払実施の原因

- （1）損害を受けた者の住所・氏名
- （2）場所
- （3）状況及び損害

2 見舞金（見舞品）

- （1）見舞金（見舞品）を受けべき者の住所・氏名
- （2）支払（相当）額
- （3）支払方法（見舞品とする理由等）

注：見舞金の支払方法は予め損害を受けた者と調整するものとし、見舞金に代えて、支払基準額に相当する見舞品とする場合は、見舞品とする旨を明記する。